

福 知 山 市 循 環 型 森 林 整 備 推 進 協 定 書

福知山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、森林の木材生産機能の高度かつ持続的な発揮により、森林資源の循環利用を目指す「福知山市循環型森林ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の実現に向け、相互に連携・協力し、「木を伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを適切に繰り返す循環型森林整備を推進していくことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、ビジョンの実現に向け、甲及び乙の役割及び責務を明確にした上で、それぞれが保有する経営資源を最大限活用し、循環型森林整備を効果的に市内全域に展開していくことを目的とする。

（責務）
第2条 甲及び乙は、第1条に定める目的の達成のために、次に掲げる事項を遵守するものとする。

共通事項
(1) 甲及び乙は、ビジョンの実現のために相互に連携・協力し、循環型森林整備を推進する上で直面する課題の解消に努めるものとする。
(2) 甲及び乙は、林道から200メートル以内の人工林、緩傾斜地並びに林地生産力が高い人工林等の施業条件有利地を中心に、循環型森林整備を推進するものとする。
甲の責務
(1) 甲は、航空レーザ測量その他の方法により、樹種、樹高といった森林の基礎情報の集積に努めるものとする。また、森林境界明確化及び森林経営管理制度に基づく意向調査により、森林境界情報及び森林所有者情報の集積に努めるものとする。
(2) 甲は、森林所有者の同意の範囲内で、前号で集積した情報を協定締結者に提供し、循環型森林整備エリアの円滑な集約化に努めるものとする。
乙の責務
(1) 乙は、循環型森林整備を行う森林について、森林経営計画を策定し、効率的かつ適切な施業を行うものとする。また、森林経営計画策定に当たっては、森林所有者の意向を踏まえた上で、主伐・再造林が適さない森林であっても、循環型森林整備を行う森林と面的なまとまりを有している森林については、当該森林経営計画に積極的に含め、施業の集約化を図るものとする。
(2) 乙は、循環型森林整備を行う上で、「主伐時における伐採・搬出指針」（林野庁）を遵守するものとする。
(3) 乙は、主伐を行う場合、伐採跡地は原則として人工造林により確実な更新を行うものとし、有害鳥獣防止施設等により、有害鳥獣の被害の未然防止に努めるものとする。
(4) 乙は、再造林の実施にあたり、適地適木を旨とし、一貫作業等による再造林経費の低コスト化に努めるものとする。
(5) 乙は、ICT技術や先進技術の積極的活用に努め、生産性向上及びコスト縮減による事業収支の最大化を図るとともに、森林所有者へ適切な利益還元に努めるものとする。

（協定の有効期間）
第3条 この協定の期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。
2 前項の期間が満了する日の1か月前までに、当事者のいずれからとも、本協定の更新についての異議申立てが行われなかった場合、本協定は従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
3 前項の規定にかかわらず、本協定期間中に、乙が、福知山市循環型森林整備推進協定締結者公募要領第4条に規定する適合事業者の基準を満たさなくなった場合、事由発生日の1か月後に本協定の効力を失うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

（協定の変更及び解除）
第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）
第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業実施の過程で知り得た森林所有者の情報及び関係者の個人情報について、本人の同意なく利用してはならない。
2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協議事項）
第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 京都府福知山市字内記13番地の1

福知山市長 大 橋 一 夫

乙